

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請 (循環型社会推進課) 一
- 昭和三十九年宮城県告示第四十四号(農業共済組合への当然加入となるべき者の業務の規模)の一部改正 (農林水産経営支援課) 一
- 道路の区域変更(三件) (道路課) 二
- 道路の供用開始(二件) (同) 二
- 土地区画整理組合の設立の認可 (都市計画課) 三
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 三
- 公 安 委 員 会
- 臨時適性検査医師の指定 五

告 示

○宮城県告示第六百五十七号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十六年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社山国

2 所在地 宮城県仙台市青葉区梅田町一番三号

3 代表者の氏名 代表取締役 山内 完三

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県柴田郡川崎町大字支倉字鍛冶谷山二十四の一部、三番十の一部、三番十六の一部

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類

がれき類の破砕施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

がれき類

六 申請年月日

平成二十六年七月十日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)

2 縦覧期間 平成二十六年七月二十九日から平成二十六年八月二十九日まで(午前八時三十分か

ら午後五時十五分まで)

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十六年九月十六日

2 提出場所 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人に

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語によ

り記載すること。)

○宮城県告示第六百五十八号

昭和三十九年宮城県告示第四十四号(農業共済組合への当然加入となるべき者の業務の規模)の一

部を次のように改正し、平成二十六年七月二十九日から施行する。

平成二十六年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中「春蚕繭 一箱、初秋蚕繭 一箱、晩秋蚕繭 一箱」を削除する。
 ○宮城県告示第六百五十九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十六年七月二十九日

- 一 道路の種類 一般国道
 - 二 路線名 三九八号
 - 三 道路の区域
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
一〇・五 三五・〇	一二・四 三七・〇			一、四八五・〇 九八〇・〇

○宮城県告示第六百六十号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十六年七月二十九日

- 一 道路の種類 県道
 - 二 道路名 東和登米線
 - 三 道路の区域
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
前A	後	前	後	前	後
		八・〇 八・五	一八八・六		上記A及び

一 地先から
 同市登米町大字日根牛字宿一番五地先
 まで

後	A	B	Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	八・〇 八・五	一七・七 三五・〇	
	一八八・六	二二五・九	

○宮城県告示第六百六十一号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十六年七月二十九日

- 一 道路の種類 県道
 - 二 道路名 岩沼海浜緑地線
 - 三 道路の区域
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
二〇・五 三一・〇	七・八 二八・五			八八〇・〇 八八〇・〇

○宮城県告示第六百六十二号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十六年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	本吉郡南三陸町志津川字中瀬町三七番二地先から同郡同町志津川字廻館前三八番八地先まで	平成二十六年七月三十日

○宮城県告示第六百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	岩沼海浜緑地線	岩沼市早股字新小林二番地先から 同市早股字北谷四番一地先まで	平成二十六年 七月二十九日

○宮城県告示第六百六十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十四条第一項の規定により、土地区画整理組合の設立について、次のとおり認可した。

平成二十六年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

富谷町高屋敷土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十六年七月二十九日から平成三十年九月三十日まで

三 施行地区

黒川郡富谷町富谷字高屋敷、同字日渡、同字北沢、同字南沢、同字源内及び富谷町杜乃橋二丁目

の各一部

四 事務所の所在地

黒川郡富谷町三ノ関字狼沢七十三番地の一

五 設立認可の年月日

平成二十六年七月二十二日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場及び富谷町役場に掲示するものとする。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

柴田郡川崎町大字川内字荒羽賀百六十四番十三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市太白区ひより台二十五番十五号
北都ハウス工業株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 消臭・脱煙装置付き電気炉 二式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十七年三月二十日（金）

4 納入場所 宮城県原子力センター新庁舎

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

なされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一三三五）へ平成二十六年八月二十一日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 直美 電話〇二二一三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十六年八月二十一日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査
(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年八月十九日（火）から平成二十六年八月二十七日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年八月二十七日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等
(一) システムを用いて入札する場合

(二) システムを用いて入札する場合

(三) システムを用いて入札する場合

(四) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十六年九月二日(火) 午前九時から平成二十六年九月十日(水) 午後五時
まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

- イ 日時 平成二十六年九月十日(水) 午後五時
- ロ 場所 2に同じ
- ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までには到達するよう提出するものとす。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

平成二十六年九月十一日(木) 午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Electronic Furnace with Deodorizer and Exhaust Function (2 Sets)
- 2 Deadline for Delivery : Friday, March 20, 2015
- 3 Place of Delivery : Miyagi Nuclear Power Center New Government Building
- 4 Deadline for Bid : Wednesday, September 10, 2014, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Naomi Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, TEL.: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第94号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第102条第8項及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第29条の3第2項の規定に基づき臨時適性検査医師を次のとおり指定する。

平成26年 7月29日

宮城県公安委員長 鎌田 宏

病 気 等	住 所	氏 名
てんかん	仙台市太白区長町南四丁目20-1	大 沼 孝